雜錄

●玩具展覽會

外國の玩具が一年毎に著しく進歩を爲しドシ〳〵日本に輸入さるゝに反して日本の玩具が依然として進歩せざる爲に輸出が年々減少の傾向を呈し居れるが最近各所に玩具展覽會を開き大に改良の實を擧げつゝあるより農商務省商品陳列館にても明年三月一日より同十五日迄同館内に第一回玩具商品展覽會を開く

▲出品者の資格　は製造者、販賣者若しくは之を兼ぬる者にして期日は明年二月十五日限りとし出品は本年十一月一日以後の製作に係るもの出品數量一人十點以内希望者は定められたる申出書に解說書を附して同館内其會に申出づ可く展覽會主任は同館技師委員植原六四郎氏にして審査請求の主眼は新規の方法材料に依り製造し若くは考案を應用したる等なりと

●幼稚園保育待遇令改正　去月　日の官報につ隨て本會幷に大阪保方法の意識に係る保姆の待遇に關する改正令發布せられたり左、に掲ぐるは其全文なり是より幼稚園のこと大に見る可きものあらん。

勅令第三百三十二號

師範學校官制中左ノ通改　ス

第一條中「訓導」ノ次ニ「保姆」但シ附屬幼稚園ヲ置キタル場合ニ限ルヲ加フ

第二條及第九條中「訓導」ノ下ニ「保姆」ヲ加フ

第七條ノ二　保姆ハ附屬幼稚園ノ保育ヲ掌ル

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

附屬幼稚園ヲ置キタル場合ニハ附屬小學校主事ヲシテ兼ネテ其園務ヲ管掌セシム

勅令第三百三十三號

公立學校職員中左ノ通改正ス

第三號表中師範學校ノ部

訓導	助教諭

ヲ

保姆	訓導	助教諭

ニ改メ欄外ニ左ノ一項ヲ加フ

保姆ノ俸給ハ最下級以下十圓迄ヲ給スルコトヲ得

勅令第三百三十四號

明治二十五年勅令第三十九號中左ノ通改正ス

別表判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表中師範學校ノ部「訓導」ヲ「訓導」「保姆」ニ改メ小學校ノ次ニ左ノ如ク加フ

幼稚園				
園長	本務月俸五十圓以上	本務月俸四十圓以上	本務月俸三十圓以上	本務月俸二十圓未滿
保姆		月俸五十圓未滿	月俸四十圓未滿	月俸三十圓未滿
		月俸四十圓以上	月俸三十圓以上	月俸二十圓未滿
			月俸三十圓未滿	月俸二十圓未滿

勅令第三百三十五號

小學校ノ本科正教員タルベキ資格ヲ有スル市町村幼稚園長及保姆ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

●大連幼稚園　同幼稚園は先頃より園舍建築中なりしが舊臘工事落成して盛んなる竣功式を擧行したり同幼稚園の新園舍は總石造にて東洋園一のものなりと云ふ